

第 6 回デジタル関係制度改革検討会

7 項目等のアナログ規制見直しフォローアップ状況 及び行政手続のデジタル完結に向けた工程表の フォローアップ状況

2024年6月11日（火）デジタル庁デジタル法制推進担当

アナログ規制の見直しに係るFU状況等【前回FU時点】

法令

	見直し不要	完了済み	見直し要			計
			2024年3月まで	2024年6月まで	2024年7月以降	
目視	1,310	538	315	762	2	2,927
実地監査	10	39	16	9	0	74
定期検査・点検	209	175	160	490	0	1,034
常駐・専任	219	278	475	90	0	1,062
対面講習	17	45	41	113	2	218
書面掲示	99	127	171	293	82	772
往訪閲覧・縦覧	339	400	608	88	11	1,446
FD等	1,061	979	12	43	0	2,095
計	3,264	2,581	1,798	1,888	97	9,628

※「運転免許試験免除のための講習」については、見直し完了時期が「【優良】2024年度10月～3月、【その他】2024年度4月～6月」となっており、それぞれで計上したため、条項数（217）とFU数（218）が一致しない。

今回のFU対象

告示、通知・通達

	見直し不要	完了済み	見直し要			計
			2024年3月まで	2024年6月まで	2024年7月以降	
目視	238	265	18	100	0	621
実地監査	10	57	14	6	0	87
定期検査・点検	113	148	11	188	1	461
常駐・専任	132	100	36	41	0	309
対面講習	13	307	40	49	0	409
書面掲示	154	55	21	113	4	347
往訪閲覧・縦覧	118	106	58	18	2	302
計	778	1,038	198	515	7	2,536

デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しに関する工程表 フォローアップ状況（2024年3月見直し完了予定条項）

2022年12月末に確定した見直し工程表に沿った見直しを確実に実施。
 予定の期限を超過して見直しを行う規制については、新たな見直し完了時期を調整・設定。

各規制の項目	2024年3月末 見直し完了予定 条項数(A)	各省回答			見直し等達成率 【B/A】
		見直し完了※	新たな見直し 完了時期を設定	合計(B)	
目視	315	308	7	315	100%
実地監査	16	15	1	16	100%
定期検査・点検	160	159	1	160	100%
常駐・専任	475	475	0	475	100%
対面講習	41	40	1	41	100%
書面掲示	171	169	2	171	100%
往訪・閲覧縦覧	608	551	57	608	100%
FD等記録媒体	12	12	0	12	100%
合計	1798	1729	69	1798	100%

見直し完了 (予定前倒し)	前回のFUまでに 見直し完了済	現時点までの 見直し完了済 合計条項数
6	538	852
0	39	54
0	175	334
0	278	753
0	45	85
11	127	307
5	400	956
0	979	991
22	2581	4332

※ 「見直し完了」には2024年4月1日から6月10日までの間に見直しが行われたものを含む。

デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針 フォローアップ状況（2024年3月見直し完了予定条項）

2023年5月末に確定した見直し方針に沿った見直しを確実に実施。

予定の期限を超過して見直しを行う規制については、新たな見直し完了時期を調整・設定。

各規制の項目	令和6年 3月末 見直し 完了予定 条項数(A)	各省回答							
		令和6年3月末見直し完了予定条項に対する回答					見直し完了 (前倒し)(C)	見直し完了 (合計) (B+C)	各項目ごとの状況・課題等
		回答あり			未回答	見直し達成率 (B/A)			
		回答数	見直し完了(B)	見直し未了					
目視	18	18	18	0	0	100%	0	18	対象条項は全て見直し完了
実地監査	14	14	14	0	0	100%	0	14	対象条項は全て見直し完了
定期検査・点検	11	11	10	1	0	91%	0	10	見直し未了1件は国交省。令和6年6月中に見直し完了予定。
常駐・専任	36	36	36	0	0	100%	0	36	対象条項は全て見直し完了
対面講習	40	40	40	0	0	100%	0	40	対象条項は全て見直し完了
書面掲示	21	21	21	0	0	100%	0	21	対象条項は全て見直し完了
往訪閲覧・縦覧	58	58	29	29	0	50%	0	29	見直し未了29件（金融庁27件・文科省2件）。金融庁分は法案成立の遅れのため。全て、令和6年6月までに見直し完了予定
合計	198	198	168	30	0	85%	0	168	

※ 「見直し完了」には2024年4月1日から6月10日までの間に見直しが行われたものを含む。

アナログ規制の見直しに係るFU状況等【今回FU後／法令に基づく規制】

法令

今後見直しを行う法令に基づく規制
2,032件

	見直し不要	完了済み	見直し要		計
			2024年6月まで	2024年7月以降	
目視	1,310	852	763	2	2,927
実地監査	10	54	10	0	74
定期検査・点検	209	334	491	0	1,034
常駐・専任	219	753	90	0	1,062
対面講習	17	85	114	2	218
書面掲示	99	307	283	83	772
往訪閲覧・縦覧	339	956	138	13	1,446
FD等	1,061	991	43	0	2,095
計	3,264	4,332	1,932	100	9,628

※「運転免許試験免除のための講習」については、見直し完了時期が「【優良】2024年度10月～3月、【その他】2024年度4月～6月」となっており、それぞれで計上したため、条項数（217）とFU数（218）が一致しない。

今回のFUまでに見直しが完了した
法令に基づく規制：4,332件

見直しが必要な法令に基づく規制
6,364件

アナログ規制の見直しに係るFU状況等【今回FU後／告示、通知・通達に基づく規制】

告示、通知・通達

今後見直しを行う告示、通知・通達に基づく規制
552件

	見直し不要	完了済み	見直し要		計
			2024年6月まで	2024年7月以降	
目視	238	283	100	0	621
実地監査	10	71	6	0	87
定期検査・点検	113	158	189	1	461
常駐・専任	132	136	41	0	309
対面講習	13	347	49	0	409
書面掲示	154	76	113	4	347
往訪閲覧・縦覧	118	135	47	2	302
計	778	1,206	545	7	2,536

今回のFUまでに見直しが完了した
告示、通知・通達に基づく規制：1,206件

見直しが必要な告示、通知・通達に基づく規制
1,758件

2024年3月までに見直しが行われた規制の例（法令）

○ 目視・実地監査規制

例：**監事の監査**（独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令）

2024年3月、「独立行政法人水資源機構における監査においてデジタル技術を活用した実施を許容することの明確化について（通知）」の発出により、**実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。**

○ 定期検査・点検規制

例：**ガス工作物の定期自主検査**（ガス事業法）

（参考）【ガス小売事業の供給地点数：1,805,273地点（2024年3月時点）】

2023年12月、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号）が施行され、保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること等として認定を受けた事業者は、**定期検査の周期延長等のインセンティブが得られる制度**を措置した。

○ 常駐・専任規制

例：**福祉型障害児入所施設における職業指導員の常駐**

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

（参考）【福祉型障害児入所施設：施設数247（2022年4月時点）】

2024年3月、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（令和6年3月29日付こ支障第90号、障障発0329第4号）を発出し、**業務に支障が生じない範囲において、テレワークにより業務を実施できる旨を明確化した。**

○ 対面講習規制

例：**建築士定期講習**（建築士法）

（参考）【建築士数：1,171,334人（2022年4月時点）】

2024年1月、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第5号）の施行等により、**受講者が希望すれば、当該講習の一連のプロセスについてオンラインで行うことが可能となった。**

○ 書面掲示規制

例：**運賃及び料金並びに運送約款の掲示**（海上運送法施行規則）

（参考）【一般旅客定期航路事業者数：372者（2023年4月時点）】

2024年3月、「海上運送法施行規則等の一部を改正する省令」（令和6年国土交通省令第6号）の施行により、運賃及び料金等並びに運送約款の掲示を従来の掲示手法に加えてウェブサイトにも掲載するよう義務付けた。

○ 往訪・閲覧縦覧規制

例：**公共下水道供用開始時の図面の事務所での縦覧**（下水道法）

（参考）【下水道総人口普及率：81%（2023年3月末時点）】

2024年3月「下水道供用開始時の図面等の縦覧等におけるデジタル原則を踏まえた対応について（事務連絡）」の発出により、公共下水道供用開始時の図面等の縦覧は、**インターネット等のデジタル技術を活用して行うことを基本とする旨を明示した。**

2024年3月までに見直しが行われた規制の例（告示、通知通達）

○ 目視・実地監査規制

例：特定飼養等施設の状況等の確認のための巡視等

2024年3月、特定外来生物の持出し防止等のための巡視等の監視体制において、情報の収集やその評価等についてデジタル技術を活用することが可能である旨を「デジタル原則を踏まえた法の適用に係る解釈の明確化等について」（令和6年3月22日付5環バ第452号、環自野発第2403229号）の発出及びメールによる周知により**明確化した**。

○ 定期検査・点検規制

例：水道の原水の定期水質検査（水道法）

（参考）【水道事業等数：11,936事業（2023年3月31日時点）】

2024年3月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水質検査における対応について」（事務連絡）を発出し、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」に規定されていない連続測定機器の検査方法であっても、**当該機器が適切に保守管理等されている場合は、この検査結果をもって年に1回の原水の水質検査結果とすることは差し支えないものとした**。

○ 常駐・専任規制

例：特別養護老人ホームにおける感染対策担当者の専任

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について）

（参考）【特別養護老人ホーム：施設数10,562（2022年度末時点）】

2024年3月、「「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」（令和6年3月29日付老発0329第14号）を発出し、**感染対策担当者の専任規定について、同一事業所内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務は、担当者としての職務に支障がなければ差し支えないと示した**。

○ 対面講習規制

例：児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等

（参考）【児童福祉司数：5,783名（2022年度）】

2024年3月、「「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者に研修等の実施について」の改正について」（令和6年3月28日付こ支虐第138号）の発出により、**研修申込から修了者の記録までの一連のプロセスについて、可能な限りデジタル原則に適合する手段によることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った**。

○ 書面掲示規制

例：老人憩の家の利用手続等の掲示（老人憩の家の設置運営について）

（参考）【老人憩の家：施設数2,585（2009年時点）】

2024年3月、「「老人憩の家の設置運営について」の一部改正について」（令和6年3月29日付老発0329第4号）を発出し、「**書面掲示**」に加えてインターネット上での情報の閲覧が完結するよう、**利用手続等をウェブサイトに掲載しなければならない旨示した**。

○ 往訪・閲覧縦覧規制

例：銀行代理業者に関する原簿の閲覧（主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）

（参考）【銀行代理業者数：127（2024年3月31日時点）】

2024年3月、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正により、民間事業者が縦覧に供することが定められている資料について、**往訪を前提とした規定を削除するとともに、インターネットを利用して表示するよう促した**。

行政手続のデジタル完結に向けた工程表のフォローアップ状況

手続のオンライン化対応の件数推移（フォローアップの推移）

工程表公表時点（令和5年12月20日）の状況

	工程表 対象手続	実施済	フォローアップ対象				
			合計	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度以降 ・時期未定
申請・届出	1,260	877	383	13	40	330	0
処分通知・ 受付通知	1,260	703	557	39	47	371	100
デジタル完結*	1,260	700	560	39	47	374	100

*申請等及び処分通知等がいずれもオンライン化実施済の手続

R5年度末のフォローアップ時点（R6/5/31）の状況

	合計	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度以降 ・時期未定
申請・届出	383	17 +4	41 +1	325 ▲5	0
処分通知・ 受付通知	557	42 +3	52 +5	365 ▲6	98 ▲2
デジタル完結*	560	42 +3	52 +5	368 ▲6	98 ▲2

オンライン化が行われた手続の例

例：口座振替による納付の申出（国民年金保険料口座振替納付申出書）（国民年金法施行規則）

令和6年3月より、マイナポータルとねんきんネットの連携により申請手続とその結果通知をオンライン化した。

例：社会福祉士試験の受験手続、介護福祉士試験の受験手続（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）

※令和7年度オンライン化予定の手続を前倒して実施

令和7年度にデジタル完結を行うこととしていたところ、先行して、一部の手続（過去に受験されたことがある方を対象としたインターネット受験申込）を令和5年度において実施し、その旨試験実施団体のHPで周知を行った。